



ミカンと富士山

広報 まつだ

松田町ホームページ <http://town.matsuda.kanagawa.jp/>平成 27 年
(2015)

1

●人口 11,274 人 ● 4,493 世帯
(平成 26 年 12 月 1 日現在)編集・発行 松田町政策推進課
〒258-8585 松田町松田惣領 2037 番地
☎0465-83-1222 fax 0465-83-1229

協働と挑戦

「春うらら」撮影者：写真家 富塚晴夫
撮影場所：松田山

町長 本山 博幸



2015年の輝かしい年頭にあたり町民の皆様におかれましては、幸多き新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。昨年を顧みますと豪雨災害や火山噴火など全国的に自然災害が多く発生し、災害への対応を教訓にあらゆる事を想定した町的危機管理体制の強化を行い、安心安全な町づくりを進めて参る所存です。そのため町民サービスや危機管理体制の向上はもとより、職員の責任意識や専門知識の向上を図る事を目的とした行政機構改革を昨年10月に行いました。

さて、町長就任以来『安心・安全・住みやすい町』『子育て世代支援』『行財政改革』の3つの柱を掲げ、『町民の皆様の声』をカタチにしていくために、昨年、座談会(15カ所等)を行い、直接皆様の『声や提案』を承りました。町民アンケートからは見えない貴重なご意見ばかりで、町が動き始めている事を実感した次第です。皆様から頂いたアンケート結果や貴重なご意見などについては松田町第5次総合計画まちづくりアクションプログラムに反映し、期限と効果を検討した上で優先順位を明確にしたのち皆様に実感して頂けるよう実行して参ります。

私は『温故知新』を座右の銘として常に町政運営に活かし、矢倉沢往還の宿場町として栄えてきた輝かしい歴史があるこの町を、新しい時代のニーズや発想と融合させ、町民自らが主体となる人口増加策として、交流人口増加の為に松田山や寄地区、町商店街等のイベントを活かした観光施策の推進、並びに定住人口増加の為に遊休地を活用した空き家バンクの利用強化や子育て環境、教育の充実による子育て世代の定住化、健康寿命延伸・買物困難者を守る福祉施策の推進、さらに富士山に繋がる神奈川県の西の玄関口として新松田駅、松田駅周辺を中心とした(仮称)松田町コンパクトシティ構想策定に向けた準備を進めて参ります。本年も皆様の想いがカタチとして見える町づくりを推進して参りますので、町民の皆様のより一層のご支援、ご協力を賜ります事を切にお願いし、年頭のご挨拶とさせていただきます。

2015年元旦

第4回 寄ロウバイまつり

今年で4回目を迎える寄ロウバイまつり。甘い香りと可憐な黄色い花が人気のロウバイが咲き誇ります。

町の新たな風物詩を見に、ぜひ足をお運びください。

日 時：1月24日(土)～2月28日(土)午前9時から午後4時
場 所：寄ロウバイ園(駐車場より徒歩8分、土・日・祝日は無料送迎車あり)
駐車場：無料(みやま運動広場)
入園料：大人 200円(16歳以上) 団体割引 100円(20人以上)
子供 無料 身体障害者手帳などをお持ちの方 無料
問い合わせ 観光経済課 観光推進係 ☎(83)1228

甘い香りに誘われて、
散策してみませんか？

県内全市町村で一斉実施

◆町・県民税の特別徴収とは
特別徴収とは、事業主（給与支払者）の方が、所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納稅義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引いて徴収し、納入していく制度です。

◆従業員の方は
手間が省け、納め忘れの心配がありません。自分で納付する方法（普通の税務課）の納期が年4回であるのにに対し、特別徴収では年12回のため、1回あたりの負担額が少なくなります。

◆特別徴収をすると
金融機関に出向いて納税する手間がある
【問い合わせ】
事務手続きに関すること
税務課 町民税係
☎(83)1224
（32）8000（代）

業所（給与支払者）は、原則として個人住民税の特別徴収をしていただくこととされています。（地方税法第321条の3及び第321条の4）

町では、神奈川県及び県内市町村と連携し、納税者の利便性向上と安定した税収を確保するため、平成28年度から、特別徴収義務者となるべき事業者の方に、個人住民税の特別徴収税額通知を送付しますので、現在、特別徴収を行っていない事業者の方についても、特別徴収の準備をお願いします。

◆事業者の方は
町・県民税の税額計算は市町村が行いますので、所得税のようないくつかの手間はかかりません。
【問い合わせ】
特別徴収
http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/p823515.thml
神奈川県

平成28年度から個人住民税（町・県民税）の特別徴収の完全実施を目指します

| | | | | | | | | |
|-----------|--------|----------|----------|----------|-----------|--------|--------|--------|
| 安藤 | 林 | 熊澤 | 小澤 | 松尾 | 杉山 | 竹内 | 岡部 | 澁谷 |
| 彬 | 俊英 | 茂 | 豊 | 富造 | 一男 | 和則 | 昌典 | 薰 |
| 教育委員5年 | 教育委員5年 | 民生委員1年8月 | 行政協力委員4年 | 行政協力委員4年 | 行政協力委員10年 | 農業委員3年 | 農業委員6年 | 農業委員9年 |
| 体育協会会长10年 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

一般表彰(10人)

| | | |
|-------|--------|---------------|
| 故遠藤 | 澁谷 | 佳宏 |
| 山田 | 澄子 | |
| 込山 | 耕收 | |
| 伊藤ツネ子 | 環境美化活動 | 行政協力委員3年 |
| | 環境保全活動 | 明るい選挙推進協議会45年 |
| | | ふるさと応援寄附金 |
| | | |

長年にわたり、町の行政、文化、社会などのさまざまな分野で地域の発展にご尽力いただいた方々の功績をたたえます。表彰されるのは、昨年11月21日に開催された表彰審査会で地域などから推薦された方々です。厳正な審査の結果、15人となりました。

【問い合わせ】総務課 庶務係 ☎(83)1221

感謝状(5人)

町表彰式 1月5日(月)午前10時 町民文化センター大ホール

平成27年度軽自動車税税率変更のおしらせ

平成26年度の地方税法の改正により、軽自動車税の見直しが行われ、平成27年度から軽自動車税の税率が変更されます。

1 原動機付自転車及び二輪車等

平成27年度から次のとおり税率が変更されます。

| 種別 | 排気量 | 税率 | |
|----------|----------------|----------|----------|
| | | 平成26年度まで | 平成27年度以降 |
| 原動機付自転車 | 50cc以下 | 1,000円 | 2,000円 |
| | 50cc超90cc以下 | 1,200円 | 2,000円 |
| | 90cc超125cc以下 | 1,600円 | 2,400円 |
| | 三輪以上のもの（ミニカー） | 2,500円 | 3,700円 |
| 小型特殊自動車 | 農耕作業用 | 1,600円 | 2,400円 |
| | その他（フォークリフト等） | 4,700円 | 5,900円 |
| 二輪の軽自動車 | 125cc超～250cc以下 | 2,400円 | 3,600円 |
| 二輪の小型自動車 | 250cc超 | 4,000円 | 6,000円 |

2 三輪及び四輪以上の軽自動車

平成27年4月1日以降に取得する新車の三輪及び四輪以上の軽自動車の税率が引き上げられます。

また、平成28年度より、排出ガスや燃費の性能に優れた、環境負荷の小さい自動車の普及を進める観点から、賦課期日（毎年4月1日）に初度検査年月（自動車検査証の「初度検査年月日」欄に記載されています）から13年を経過した三輪及び四輪以上の軽自動車には重課税率が適用されます。ただし、動力源又は内部機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車並びに被けん引車は除かれます。

| 種別 | 税率(平成27年度～) | | 重課税率(平成28年度～) |
|------|----------------------|--------------------|---------------|
| | 現行税率(初度検査H27.3.31以前) | 新税率(初度検査H27.4.1以降) | |
| 軽自動車 | 三輪 | 3,100円 | 3,900円 |
| | 乗用 | 自家用7,200円 | 10,800円 |
| | | 営業用5,500円 | 6,900円 |
| | 貨物用 | 自家用4,000円 | 5,000円 |
| | | 営業用3,000円 | 3,800円 |
| | | | 4,500円 |

70歳未満の方へ

平成27年1月から高額療養費制度の自己負担限度額が変わります

国民健康保険に加入している方が、病気やけがをして医療機関にかかり、窓口で自己負担限度額（月額）を超える高額な医療費を支払った場合、負担をできるだけ少なくするため、高額療養費が支給されます。

高額療養費制度は、所得区分に応じて自己負担限度額が定められており、負担能力に応じた負担となるように、きめ細やかな自己負担限度額が設定されました。

| 改正前(平成26年12月以前) | | 改正後(平成27年1月以降) | | |
|-----------------|---------|---------------------------------------------------------------|---------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 区分 | 所得 | 限度額 | 所得 | 限度額 |
| 上位得 | 600万円超 | 150,000円 (医療費が500,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算) <4回目以降83,400円> | 901万円超 | 252,600円 (医療費が842,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算) <4回目以降140,100円> |
| | | 600万円超 | 901万円以下 | 167,400円 (医療費が558,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算) <4回目以降93,000円> |
| 一般 | 600万円以下 | 80,100円 (医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算) <4回目以降44,400円> | 210万円超 600万円以下 | 80,100円 (医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算) <4回目以降44,400円> |
| | | 210万円以下 | 57,600円 <4回目以降44,400円> | 57,600円 <4回目以降44,400円> |
| 非課税世帯 | 住民税非課税 | 35,400円 <4回目以降24,600円> | 住民税非課税 | 35,400円 <4回目以降24,600円> |

* 70歳以上の方の自己負担限度額は、変わりません

【問い合わせ】町民課 国保年金係 ☎(83)1225

【問い合わせ】税務課 町民税係 ☎(83)1224

小田原税務署からのお知らせ

申告期限及び納期限

所得税及び復興特別所得税・贈与税 3月16日(月)
個人事業者の消費税及び地方消費税 3月31日(火)

確定申告

町役場税務課でも申告書を受け付けます

●役場1階会議室

期間：2月16日(月)～3月11日(水)
(土・日除く)

●寄地区各会場

期間：2月9日(月)、10日(火)、12日(木)
※詳細は2月1日発行の「おしらせ号」
をご覧ください

- 申告用紙は、1月26日(月)から税務課窓口で配布します。
- 事前に添付書類(領収書など)の整理や計算をしてきてください。

納付額証明書(普通徴収分)

国民健康
保険税後期高齢者
医療保険料介護
保険料

平成26年中に納付された国民健康保険税、後期高齢者医療保険料と介護保険料について、納付額を記載した「納付額証明書」を、1月下旬に納税義務者に郵送します。所得税の確定申告、町県民税の申告にご利用ください。この「納付額証明書」には、特別徴収分(年金天引き分)は含まれていません。年金天引き分については、各年金・共済保険者から「源泉徴収票」として郵送されます。

【問い合わせ】

町民課 国保年金係

(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料) ☎(83)1225

福祉課 高齢介護係(介護保険料) ☎(83)1226

- 確定申告が必要な方**
 - 給与の年収が2000万円を超える方
 - 給与以外の所得の合計額が20万円を超える方
 - 2カ所以上から給与を受けている方
 - 平成26年中の各種所得(事業・不動産・譲渡など)の合計額が、所得税の各種控除額(基礎控除、扶養控除などの合計を超える方
 - 平成26年の中途で退職して、年末調整を受けていない方など
- 年金所得者の確定申告手続不要制度による注意点**

公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下である方は、所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出は不要となっています。ただし、医療費控除等による所得税及び復興特別所得税の還付を受ける場合などは確定申告が必要です。
- 小田原税務署の確定申告書作成会場開設期間**

(町県民税)の申告は必要ですので、ご注意ください。

確定申告書作成会場を、次のとおり開設します。

2月2日(月)～3月16日(月)

※土・日・祝日を除きます。ただし、2月22日(日)、3月1日(日)は開設します。

受付時間：午前8時30分から(提出：午後5時まで)

相談時間：午前9時～午後5時

※会場が混雑している場合には、受け付けを午後5時より早く締め切ることがありますので、なるべくお早めにお越しください。

※2月22日(日)、3月1日(日)は、電話による相談は行っておりません。

給与所得者

- 平成26年中の各種所得(事業・不動産・譲渡など)の合計額が、所得税の各種控除額(基礎控除、扶養控除などの合計を超える方
- 平成26年の中途で退職して、年末調整を受けていない方など

- 休日などに申告書を提出する場合**
 - ①休日に申告書を提出する場合は、小田原税務署正面の「時間外文書受取箱」に投函してください。
 - ②申告書は、郵送で税務署へ提出することもできます。
※控えが必要な方は、宛名を記入し切手を貼った返信用封筒を同封してください

小田原税務署

〒250-8511 小田原市荻窪440番地

- 納税は便利な振替で**

国税の納付は、便利な振替納税や電子納税をご利用ください。納付書で納付される場合は、納付書に金額等をご記入の上、お近くの金融機関で必ず納期限(所得税及び贈与税は3月31日(火)、個人事業者の消費税及び地方消費税は3月31日(火))までに納付してください。
- 国税庁ホームページで確定申告書などが作成できます**

国税庁ホームページには、24時間いつでも申告書等が作成できる「確定申告書等作成コーナー」があります。このコーナーでは、所得税の確定申告書が作成でき、e-Taxを利用して送信(提出)できます(確定申告期間は24時間送信できます)。また、作成した申告書等は印刷して、そのまま税務署に提出することができます。

所得税・事業税・住民税申告相談会

- 受付は、相談終了時刻(午前・午後)の1時**

場所：町民文化センター展示ホール
※受付は、相談終了時刻(午前・午後)の1時前に締め切ります(混雑の状況により早めに締め切ることもあります)
- 2月3日(火)～4日(水)**

場所：町民文化センター展示ホール
午前9時30分～正午、午後1時～4時
- 2月12日(木)～2月13日(金)**

場所：南足柄市役所5階大会議室
午前9時30分～正午、午後1時～4時
- 2月12日(木)～2月13日(金)**

場所：3階マロニエホール
午前9時30分～正午、午後1時～4時

- 小規模納税者の方の所得税と消費税、年金受給者及び給与所得者の方の所得税の申告を対象として、次のとおり申告相談会を開催します。

- 問い合わせ】税務課 町民税係 ☎(83)1224**

- 日時：2月2日(月)

- 日時：午前9時30分～正午 午後1時～4時

- 場所：町民文化センター展示ホール

青色申告会による税金セミナー 住宅取得と税金還付(ご案内)

- 問い合わせ】**
- 小田原青色申告会 税金セミナー係 ☎(24)2614
- 申込み 参加費無料、予約制(先着60名)
- 日時：1月17日(土) 午前10時～11時30分
- 場所：青色会館3階大ホール(小田原市本町2-3-24)
- ※小田原駅東口から徒歩10分

税理士による無料申告相談会

- 問い合わせ】**
- 小田原税務署 ☎(35)4511
- 相談ください

青色申告会による確定申告無料相談会

青色申告会では、所得税や消費税などの確定申告指導会場を開設し、申告指導を無料で行います。

日程 2月1日(日)～3月16日(月)※土・日・祝日も実施します。

受付 午前9時～午後4時(土日祝日、最終日3月16日(月)の受付は午後3時まで。)

場所 青色会館3階大ホール(旧県合同庁舎) 小田原市本町2-3-24 ※小田原駅東口から徒歩10分

※申告をされる全ての方がご利用いただけます ※会員の申告書はお預かりし、税務署へ提出することもできます

※税理士による無料相談コーナーもございます

※初めて住宅ローン減税の申告をする方や、株や配当、贈与税(現金以外)、相続税、土地・建物・ゴルフ会員権の売却の申告につきましては、税務署にてご相談ください

【問い合わせ】小田原青色申告会 ☎(24)2614

- 所得税の確定申告書の書き方や、個人事業税及び住民税(町県民税)の申告相談などを行います。相談を希望する方は、収入金額、必要経費や所得金額の分かるもの、確定申告の書類、印鑑など申告に必要なものをお持ちください。

申告も納税もe-Taxで!

詳しくは

国税庁

検索

おめでとうございます 松田小学校PTA



平成26年度 県優良PTA表彰受賞

平成26年11月14日、神奈川県本府会議室（昔の議場）で授賞式が行われました。県教育委員会河野真理子委員から、43団体に表彰状が授与され、感謝と励ました。利根川会長（写真中央）、足立晃美副会長（同右）、森ゆり子副会長が出席されました。

授賞式には、松田小PTAを代表し、利根川会長は受賞後「今年度表彰された結果が、今までのPTA活動が評価された結果だと思います。更に気を引き締めて、PTA活動に取り組んでいきたい」と話されました。

PTAは、保護者と教職員が対等の立場で関わり、自主的な組織によって運営される自主性をもつた団体です。学校とPTAはそれぞれ独自性を発揮しながら、対等な協力関係（パート

活動のためのハンドブック）では、「PTAとは、子どもの健やかな成長やかな成長を図ることを目的とした社会教育関係団体です。保護者と教職員とが対等の立場で協力し、学び合い、高め合つていく団体です。」と述べられています。

◇自主団体として



町教育委員会主催「広報づくり研修会」

PTAの目的は
子どもの健やかな成長

特色ある活動について紹介します

ナーシップを築き、密接な連携を図っていくことが大切です。

◇学習団体として

大切なことは、家庭や地域の問題

松田のPTA活動
今回は、幼稚園PTA、小中学校PTAの

学びの広場

点について学んだりする、学習の場であるということです。このためPTAは会員に対して、常に教育的素材や学習機会を提供していくことが大切です。特に、家庭教育力の向上・充実については、PTAとして取り組む重要な課題の一つです。

PTAとして取り組む重要な課題の一つです。特に、家庭教育力の向上・充実については、PTAとして取り組む重要な課題の一つです。

親子で遊ぼう つながろう
松田幼・寄幼PTA



松田幼PTA、寄幼PTA合同「親子で遊ぼう つながろう」

は、「親子で遊ぼう つながろう」は、3回のPTA家庭教育学級の中の1回を松田幼稚園PTAと寄幼稚園PTAが2園合同で行い、講師謝金を有効に使う、大勢の中で楽しく活動する等のねらいで実施しています。

事業名のとおり、親子全員が元で活動しました。親子で触れ合いながら行う体操、新聞紙を使つた遊び、手話をしながら歌うなど楽しい時間を過ごすことができました。

幼稚園PTAは、PTA活動の他に、幼稚園行事のお手伝いに行く機会も多く、会員同士、様々な活動を通して仲間づくりができます。



寄小中PTA「健康ストレッチ」

は、「親子で遊ぼう つながろう」は、3回のPTA家庭教育学級の中の1回を松田幼稚園PTAと寄幼稚園PTAが2園合同で行い、講師謝金を有効に使う、大勢の中で楽しく活動する等のねらいで実施しています。

事業名のとおり、親子全員が元で活動しました。親子で触れ合いながら行う体操、新聞紙を使つた遊び、手話をしながら歌うなど楽しい時間を過ごすこと

ができます。

今後も小規模校の特性を生かした活動が期待されます。



松小PTA「ベルマーク集計」



松小PTA「ベルマーク集計」



松中PTA「アロマ・ハーブ講座」

が参加し、集計を行っています。学校医等と連携して、子どもたちの日頃の生活リズムについて考える「すくすく委員会」は、特色ある活動の一つです。

小さくてもキラリ輝く
寄小中PTA

が参加し、集計を行っています。学校医等と連携して、子どもたちの日頃の生活リズムについて考える「すくすく委員会」は、特色ある活動の一つです。

報紙コンクールで奨励賞を受賞しました。発行回数の努力と「企画性」「自主性」「問題提起」が高く評価されました。

また、「防災マニュアル改訂」への取り組みは、他校PTAの模範となる活動として、県教育委員会発行の「PTA活動のためのハンドブック」に具体的な取り組み例として紹介されています。

PTA広報紙は号外を含め年間7回発行しています。25年度は、足柄上地区PTA広報紙コンクールで優秀賞、県PTA広

町外でも活躍の松田中PTA

前松田中学校PTA会長 坂田 純



坂田 純

いことでした。どれも平日の昼間に行われるので、サラリーマンでは、やり繰りが難しく役員全員で協力し合うことの必要性を痛感しました。

その間、平成23年度には、足柄上郡PTA連絡協議会の会長も経験させて頂き、PTA活動を通じ、町内外に多くの人脈でも、私にとって、人生の賜物を得た思いです。

近年、少子化によりPTA役員の受け手が少ないことに加え、主力となる母親が働いている場合が多く、どこの学校もPTA役員の人選には苦慮しているようです。

私は「サラリーマンができるPTA」を常に目指しました。役員を引受け手が多いことに加え、主力となる母親が働いている場合が多く、どこの学校もPTA役員の人選には苦慮しているようです。

社会的制約があり厳しい時代ですが、「将来を担う子供たちに生きる力をつけること」がPTA活動と考え、多くの保護者の方々に積極的にPTA活動に参加して頂きたいと思います。

PTA活動については、各委員会活動を中心に着実に取り組んでいます。家庭教育学級は2年連続で『なでしこ防災ネット』に依頼し、「防災」について学習を深めています。また、PTA広報では子どもたちの活動とともに、PTA活動についても必ず載せていました。役員を引受け手が多いことに加え、主力となる母親が働いている場合が多く、どこの学校もPTA役員の人選には苦慮しているようです。

私は「サラリーマンができるPTA」を常に目指しました。役員を引受け手が多いことに加え、主力となる母親が働いている場合が多く、どこの学校もPTA役員の人選には苦慮しているようです。

社会的制約があり厳しい時代ですが、「将来を担う子供たちに生きる力をつけること」がPTA活動と考え、多くの保護者の方々に積極的にPTA活動に参加して頂きたいと思います。

賀詞交換会・表彰式

1月5日(月)午前10時から 町民文化センター大ホール

賀詞交換会とあわせ、町の発展のために寄与された方々の功績をたたえ、表彰式を開催します(2面参照)。

【問い合わせ】総務課 庶務係 ☎(83)1221

消防出初式

1月7日(水)午前10時から 酒匂川町民親水広場

町消防団による消防操法(第2分団・第5分団)、はしご乗り演技、表彰などを行います。

【問い合わせ】安全防災担当室 防災防犯係 ☎(84)5540

成人式

1月11日(日)午前10時から 町民文化センター大ホール

式典では式辞、記念品贈呈、祝辞、成人者の意見発表、記念撮影などを行います。入場は自由です。

対象 平成6年4月2日生まれ～平成7年4月1日生まれ

【問い合わせ】教育課 生涯学習係 ☎(83)7021

年頭行事

| | |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| ○場 所 | 中丸児童公園前(松田惣領885) |
| ○営業時間 | 冬季(10～3月)午前9時～午後4時 夏季(4～9月)午前9時～午後5時 |
| ○定休日 | 1回(9ホール)50円 年末年始(12月29日～1月3日) 月曜日、木曜日(祝日の場合は翌日) |
| ○料 金 | 用具レンタル代は無料 ※状況により、複数回利用することができます。 ・小学3年生以上から利用できます。 お問い合わせください。 電話予約も可。詳細は |
| ○その他 | お問い合わせください。 |



↑冬期は雪化粧をした富士山が望めます。

パークゴルフでリフレッシュ!!

川音川パークゴルフ場では、お手軽にプレーを楽しめます。寒い時期、凝り固まった身体を、のんびりと伸ばしませんか。

当日は快晴の空のもと、約700人の来場があり、会場は大いに賑わっていました。

姉妹町として出店しているお馴染みの千葉県横芝光町のどろネギは、1000束用意されましたが、昼までに売り切れました。

また、長野県千曲市のりんご販売も多くのお客で賑わっていました。

横芝光町のゆるキャラ「よこぴー」も駆けつけ大盛況でした。

今年は新しい業種の方の参加もあり、大盛況でした。

今回開かれました。

障害者週間の12月3日(水)から1週間、さがみ信用金庫松田支店ロビーで、町内の通所施設「KOMINYすみれの家」と「コスマス学園松田センター」利用者の皆さんによる作品展が開かれました。

昨年の松田きらきらフェスタは盛況のうちに終了しました。1月10日(土)から12日(月・祝)にも町民イベントとして再点灯します。

また、先着100人に豚汁か甘酒をプレゼントします。

1月10日(月・祝)開催

カメラリポート

男女で優勝!



11月30日(日)に中井町中央公園で行われた第56回足柄上郡ソフトボール大会において、町代表チームが男女ともに優勝という快挙を成し遂げました。

ごきげん歌謡笑劇団

1月8日(木)午後8時より

NHK総合

昨年10月30日に町民文化センターで収録されました「ごきげん歌謡笑劇団」が1月8日(木)午後8時からNHK総合テレビで放送されます。

番組では松田町を題材とした演劇や町内にお住まいのご夫婦の紹介などが放送されます。

年の始めにご家族そろって、ご覧になられてはいかがでしょうか。



第17回まつだ産業まつり 11月24日(月・祝)開催



障害者週間



↑今年は絵画も展示されました。

障害者週間の12月3日(水)から1週間、さがみ信用金庫松田支店ロビーで、町内の通所施設「KOMINYすみれの家」と「コスマス学園松田センター」利用者の皆さんによる作品展が開かれました。

きらきらフェスタ



松田町民生委員児童委員協議会が受賞



↑本山町長から伝達贈呈される長南会長

優良民生委員児童委員協議会表彰を授与されました。

長年にわたる広域型施設での活動や子ども・高齢者など見守り活動など、地域に密着した活動を続けていたことや、災害時に備え要援護者の名簿登録や更新作業、福祉マップづくりなどの取り組みが評価され、全極的な取り組みが評価され、全員連合会より

タブレット授業始動



寄小学校5年生でタブレットを利用した授業が実施されました。子どもたちの中には先生よりも慣れた手つきでタブレットを操作する児童も見られました。町ではICT(情報通信技術)教育の推進一部の学年でタブレット端末を試験導入するなど、ICT機器の整備を今後計画的に進めることで、ICT機器の整備を今後計画的に進めることで、ICT機器

寄小学校5年生でタブレットを利用した授業が実施されました。子どもたちの中には先生よりも慣れた手つきでタブレットを操作する児童も見られました。町ではICT(情報通信技術)教育の推進一部の学年でタブレット端末を試験導入するなど、ICT機器の整備を今後計画的に進めることで、ICT機器